

国土交通省	水資源機構
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。	2a	現在実施中の新築事業6事業のうち、滝沢ダム建設事業については、貯水池内の斜面工事等を完了させ、平成22年度末に事業を完了した。大山ダム建設事業については、本体工事を進め、平成22年12月に本体コンクリートの打設を完了した。その他の4事業については、ダム事業の検証対象になつていてから、本体工事等の各段階に新たに入らず、現段階を継続し、事業の継続または中止の方針といった事業の方向性の判断に必要な検討を進めている。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せられる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	2a	現在、コストの検証を行いつつ委託可能なものについて民間委託の拡大を行うよう検討しており、平成23年中に具体的な計画を策定する。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せられる業務についても、利水者等に理事長他役員にて面談して意見聴取を行うなど点検を進めた結果、広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理、除草業務等の候補業務を抽出しており、移管するための制度上の課題や条件などを整理を行った上で順次移管していくため、相手方との協議を行っているところである。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	措置状況	措置内容・理由等	
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	本社に係る宿舎については、常盤平・寺尾台・高島平寮の宿舎跡地及び高円寺宿舎を平成24年度までに処分するとともに、本社から遠距離となっている百合ヶ丘宿舎の代替として、本社近傍地(さいたま市見沼区大和田町内に宿舎用地を取得済み。)に宿舎を建設して集約化を図ることとしており、平成22年度から、新宿舎の建設工事に着手した。 また、本社以外に係る宿舎については、処分の対象としている楽園宿舎跡地外3宿舎や守山宿舎の敷地の一部などについて、独立行政法人通則法に係る認可申請等の手続を進めているところである。 それ以外の宿舎についても今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	2a	平成22年6月に作成した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 一般競争等1,468件(81.8%) 48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約326件(18.2%) 7,492,748千円(13.4%)  同様に、一般競争入札においては、「1者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、ロットの拡大又は分割による発注規模の見直し、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、1者応札率は、平成21年度の49.2%から19.2%となり、競争性が高まっている。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。 一般競争入札686件、1者応札132件(19.2%) (係数は、平成22年度実績)
05 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	2a	利益剰余金の扱いについては国庫納付も含めた検討を実施しているところであるが、利益剰余金は、もともと利水者が機構に支払った割賦負担金の一部から生じていることから、平成23年度予算については、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、現行中期計画で承認を受けている積立金(約341億円)に今回更に約89億円を追加し、管理システムの更新整備や除草経費の軽減対策などに活用することとした。 この約89億円の活用により、平成23年度において、国費約14億円及び利水者負担金約22億円を軽減したほか、今後の維持管理費の縮減等により、将来にわたる負担軽減が見込まれるところである。 今後の利益剰余金のあり方については、可能なものから平成24年度の予算に反映できるよう、各関係機関と調整を図る。

06 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施  本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	<p style="text-align: center;">2a</p> <p>平成22年度において、以下の給与抑制措置を実施したことにより、平成22年度におけるラスパイレス指数は112.6（対前年度3.4ポイント減）となり、平成22年度の目標値（114.6）を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員本給及び地域手当のカット 平成17年度から職員の本給カット（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を実施しており、平成22年度においては本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施。</li> <li>(2) 地域手当の異動保障の凍結等 平成22年度においては、地域手当の異動保障の凍結を実施するとともに、定期昇給の1ヶ月延伸を実施。</li> <li>(3) 業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ（0.35月）に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを実施。</li> <li>(4) 地域勤務型職員制度の拡大 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を一律に減額する制度を導入。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用。</li> </ul> <p>また、平成23年度及び平成24年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員本給及び地域手当のカット並びに地域手当の異動保障の凍結 平成23年度及び平成24年度においても、引き続き本給の5%カット及び地域手当の20%カットを実施するとともに、地域手当の異動保障の凍結を実施。</li> <li>(2) 昇給の停止 平成23年度及び平成24年度においては、昇給を停止。</li> <li>(3) 職員本給の現給保障の段階的廃止 平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、平成24年度までに段階的に廃止。</li> <li>(4) 地域勤務型職員制度の運用 同一地域内での異動を行う職員に対し、本給（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を一律に減額する制度である地域勤務型職員の制度については、引き続き運用。</li> </ul> <p>なお、今後の給与水準の中期的な目標として、平成21年度のラスパイレス指数から5年間で10ポイント程度低減させることとしているところであり、上記の給与抑制等の措置を講ずることにより、平成23年度におけるラスパイレス指数は、1ポイント程度低減するものと思われる。</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費について5%以上の削減を行うこととされていたところ、平成22年度において10.8%の削減を達成した。</p>
------------	-------------	---	--